

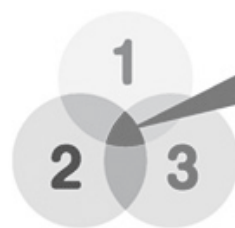
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

- ①換気の悪い
密閉空間
- ②多数が集まる
密集場所
- ③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



出典：首相官邸・厚生労働省

目次・主な内容

■ 三重経協 News	2
■ 三重労働局 News	6
■ 事務局 News	7

■ れんらく・つうしん	7
■ 業務日誌	8

協会事業活動報告

第63回三重労使会議



第 63 回三重労使会議風景

2月13日（木）都シティ津「伊勢東中」にて、第63回三重労使会議を経営者側12名、労働者側16名の出席者で開催しました。



挨拶する小倉会長

始めに経協小倉会長、続いて連合三重吉川会長より挨拶があり、小倉会長からは新型コロナウイルス拡大が観光や経済へ大きな影響を及ぼしている事に触れ、また、2020年春季生活闘争への取り組み、最近の経済状況並びに労使交渉等につ

いての挨拶がありました。その後、連合三重吉川会長から経協小倉会長に対し「2020年春季生活闘争に関する要請書」が提出されました。続いて、各事務局より2020年春季労使交渉についての取組の説明が行われました。後半の労使セミナーにおいては昨年秋に実施し、現在取り纏め中の「労使協働による働き方改革に関する意識等調査事業」について講演が行われました。



小倉会長（右）に要請書を提出する
連合三重 吉川会長（左）

■労使協働事業報告

- ①三重労使雇用支援機構活動報告
 - ・労使協働による働き方改革に関する意識等調査事業
 - ・働き方改革アドバイザー派遣（入門編）
- ②婚活事業「素敵な出会いの会」「ハピマリ」活動
- ③障がい者ステップアップ推進運動について
 - ・ステップアップカフェ Cotti 菜5周年について
 - ・障がい者雇用優良事業所視察会
- ④雇用の安定と創出に向けた労使共同宣言について



挨拶する村上部長



講演する三田講師

■労使セミナー

テーマ：「労使協働による働き方改革に関する意識等調査事業分析について」

三重県雇用経済部 部長 村上 亘 氏

講師：四日市大学総合政策学部 准教授 三田 泰雅 氏

令和元年度みえ・花しょうぶサミット



グループワーク風景

1月9日（木）三重短期大学 校舎棟4階 45番教室において、「令和元年度みえ・花しょうぶサミット」を開催し、70名と多くの参加者がありました。今回は三重短期大学と協働し、三重短期大の学生も参加しました。昨年に引き続き高等教育機関と女性6団体と学生が協働して取り組みました。学生に各団体の取り組み内容を理解して頂き、グループワークでは、就職や街の魅力・働きやすい職場環境づくり等について意見交換が行われました。

各女性団体にとっては普段学生と接する機会が少なく、一緒にグループワークを行い、地域活性化等に向けた学生ならではの前向きな意見が聞けて非常に有意義でありました。

主催者挨拶：三重県知事 鈴木 英敬 氏
 三重短期大学 学長 村井 美代子 氏
 みえ・花しょうぶサミット代表者 井川 洋子 氏
 （JA みえ女性連絡会議 会長）



挨拶する鈴木知事

第1部

- ・みえ・花しょうぶサミット各構成団体の事務局による取組発表
- ・グループワーク（ワールド・カフェ方式）
- テーマ：「魅力あふれる三重県づくり」

第2部

- ・団体間交流（グループワーク）



挨拶する村井学長



挨拶する井川代表

第59回ビデオライブラリー監事会・運営委員会

1月22日（水）プラザ洞津「ラ・ルミエール」において、第59回ビデオライブラリーの監査及び運営委員会（参加者5名）を開催しました。

運営委員会の前に監事2名により（クレハエラストマー(株)様、三交興業(株)様）監事会が行われました。尚、前回まで監事をお願いしておりました(株)小林機械製作所 代表取締役会長 長田泰宏様は退任により三交興業(株)取締役総務部長 平岡祐一様にご就任頂きました。



監査風景



運営委員会風景

続いて運営委員会が開催され、中林委員長（三重交通(株)人事部長）の挨拶の後、事務局より平成30年度事業概要並びに収支決算の報告と令和元年度の事業計画及び収支予算の説明がありました。

審議の結果、原案通り承認されました。

次に新規購入のDVD選定について説明が行われ、審議の結果原案通り承認されました。DVDの購入の件につきまして右記の通りとさせていただきます。

※諸事情により半年遅れの開催となっております。

【新規購入のDVD】

SNSから考える新社会人の責任
 あなたの行動がトラブルを生む！

働き方改革を成功させる
 ダイバーシティマネジメント



他にも多数のビデオテープ・DVD等もございますので、事務局若しくは詳細は当協会のHPをご参照下さい。

階層別研修第3回「管理者実践強化講座」

～グローバル時代に求められるビジネスパーソン像と管理者の育成～

2月5日（水）プラザ洞津「明日香の間」において、階層別研修第3回「管理者実践強化講座」を29名で開催しました。

講師は前回同様(株)ヒューマンブレイン 代表取締役の稲垣正己氏を講師にお迎えし、第1回目、第2回目の振り返り（特に自分のタイプ、パラダイムチェンジ、コミュニケーションスタイル、OJT等）を行いました。その後、職場でOJTを進めていく中で、人との関わり合い、コミュニケーションが上手くいっていないこと（問題点）をパラダイムチェンジシートに記入し、グループ内で共有しました。次にパラダイムチェンジシートを展開して

グループ内で深堀を行いました。また、対面影響力の強化の決め手が2種類の能力であり、1つは「アビリティ」（IQ）、そしてもう一つが「コンピテンス」（EQ）ですが、今回はEQ診断（感情能力）を行いました。診断後、EQグラフに落とし込みの解説をし、最後にリーダーシップ実習（集団決定「コンセンサス」（全員が納得する話し合い））の演習を行いました。今回が最終回となり、約半年間の研修ではありましたが、参加者の管理者としてのパラダイムチェンジが図られました。



講義風景

■主なプログラム

- ・ 第1回目、第2回目の振り返り
- ・ パラダイムチェンジシート
- ・ 上手くいっていない問題点
- ・ 対面影響力の強化
- ・ EQ診断
- ・ 集団決定「コンセンサス」（仕事に対する動機）



講義する稲垣講師



講義風景

労務管理改善協力委員会（2月第2部会）



労管第2部会風景

2月7日（金）プラザ洞津「孔雀の間」において、労務管理改善協力委員会2月第2部会を開催しました。当日は59名と非常に多くの参加者でありました。

岡本労管第2部会長（榎伊勢福）の挨拶に続いて講演が行われました。今回は、今年4月から大企業、令和3年4月から中小企業に施行される「同一労働同一賃金」について、特に派遣元企業・派遣先企業の対応と非正規従業員への対応について講師より説明して頂き、今後の参考にして頂ける内容でありました。

◆プログラム

講演テーマ

「働き方改革関連法（同一労働同一賃金）への企業の対応について」

～派遣元企業・派遣先企業及び非正規従業員への対応～

- ・同一労働同一賃金（パート・有期・派遣）の全体像
- ・「労使協定方式」の実務対応（派遣元・派遣先）
- ・「派遣先均等・均衡方式」の実務対応（派遣元・派遣先）
- ・不合理な待遇差解消のための実務フロー

講師：社会保険労務士法人ナデック 代表社員 小岩 広宣 氏

（特定社会保険労務士）



挨拶する岡本第2部会長



講演する小岩講師

内定者向け講習会

2月8日（土）アスト津 4階「会議室1」において、「内定者向け講習会」を9社16名の参加者で開催しました。昨年引き続き、今春入社予定の学生を対象に行いました。

近年、新卒採用が企業にとって厳しさを増す中、一方で学生にとっては売り手市場で内定率が高水準で推移している等から、内定辞退者が増加し大きな問題となっております。

また、企業にとっては内定から入社までの期間をフォローしていく必要がありますが、全体的にはあまり行われていない状況であります。そこで今回は入社まで残り約1ヶ月半となり、この時期に「働く」ということを理解し、学生が入社までの不安を取り除き、残りの期間で身に付けて欲しい事をグループワークを通してマスターする内容で行いました。グループワークの初めは皆さん緊張気味でしたが、後半は活発に意見交換が行われました。



内定者向け講習会風景

（内容）・社会人としての心構え

- ・社会人基礎力（主体性、シンキング力、協働の姿勢）
- ・入社前後の悩みへの対処法等を、グループワークを通して学ぶ

講師：名古屋経済大学経済学部教授

キャリアセンター長 大黒 光一 氏

（元リクルート就職ジャーナル編集長）



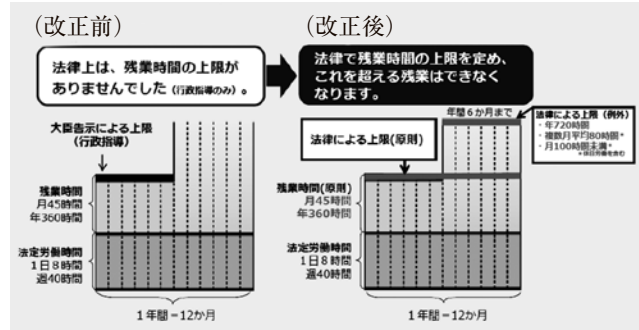
講演する大黒講師

— 三重労働局労働基準部監督課からのお知らせ —

2020年4月1日から中小企業にも 時間外労働の上限規制が適用されました。

時間外労働の上限規制の導入は、大企業には2019年4月1日から適用され中小企業は1年間猶予されていましたが、2020年4月1日から適用されています。

時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



「労働時間相談・支援」コーナーをご活用下さい。

平成30年4月から監督署内に「労働時間相談・支援」コーナーを設置しています。「労働時間相談・支援班」が、労働基準法の改正内容等について、説明会の開催、コーナーでの個別相談対応、ご要望に応じ事業場を訪問して説明させていただく等の相談・支援を行っています。

「労働時間相談・支援班」の相談・支援は、通常、労働基準監督官が行う労働基準関係法令に基づく行政指導（立ち入り調査等）と異なり、中小規模の事業場が労働時間に関する法制度を理解し、長時間労働の削減のための取組を推進していただけるように、きめ細やかな相談・支援を行うことを目的としています。

まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

【監督署電話番号】

四日市：059-342-0340
津：059-227-1282
伊賀：0595-21-0802

松阪：0598-51-0015
伊勢：0596-28-2164
熊野：0597-85-2277

法改正の趣旨に沿った、年次有給休暇の取得促進のために 年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう

平成31年4月1日から改正労働基準法が施行され、年次有給休暇の年5日の時季指定が義務化されました。以下のような取り扱いは、望ましくありません。

○法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

➡ 実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくありません。

○会社が独自に設けている有給の特別休暇*を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

*法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。以下「特別休暇」という。

➡ 今回の改正を契機に当該特別休暇を廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨に沿いません。また、特別休暇などの労働条件の変更は労働者と使用者が合意して行うことが原則です。



新会員の紹介

一般社団法人 日本カレーパン協会

事業内容 カレーパン普及事業、飲食業コンサル等
 代表者 認定カレーパンタジスタ 日向 崇文
 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-1
 ニュー外苑ハイツ 7F
 電話 03-4588-0180
 F A X 050-3737-4564
 ホームページ <http://www.currypan.jp/>



新規会員のご紹介を
 お願いします



三重県経営者協会は（一社）日本経済団体連合会の地方組織として、県内企業の発展と地域社会に貢献し、グローバルな時代に対応した会員へのサービスの向上を行っております。

今年度も当協会の一層の発展のために、組織の拡大を目指しておりますので、ご入会いただける企業等のご紹介を会員皆様をお願い致します。

ご一報いただきましたら速やかに訪問し、ご説明をさせていただきます。

担当：会員サービス担当 中村 和仁
 電話 (059-228-3557・3679)
 E-mail info@miekeikyo.jp

れんらく・つうしん

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

(※4月15日現在)

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

ご存知ですか…こんな機関？

出向・移籍支援事業

「失業なき労働移動」をめざして

人材
送出
企業

- 人員に余剰感がある
- 雇用調整を検討している

- 一時的に仕事量が減り社員の出向先を探しておられる企業
- 支店閉鎖、工場閉鎖などで社員の移籍先を探しておられる企業
- 工場移転を計画されており人材の過不足が発生する企業
- 不採算部門があり人材の移動を考えておられる企業
- 事業規模の縮小を計画されている企業

産業雇用
安定センター
三重事務所

送出情報の
収集・登録

受入情報の
提供

受入情報の
収集・登録

送出情報の
提供

企業ごとの話し合い・面接

出向・移籍の成立

無料

人材
受入
企業

- 事業の拡大、欠員発生などにより、必要な要員を確保したい企業
- 新規部門に精通した人材を採用したい
- 経験豊富な即戦力の人材を確保したい企業

- 人員が不足している
- 人材の補充を検討している

当センターをご利用いただく場合は
前もってご連絡ください。

公益財団法人
産業雇用安定センター 三重事務所
TEL 059-225-5449

業務日誌
(MONDAY)

事業名	とき	ところ
令和元年度 みえ・花しょうぶサミット	1/ 9(木)	三重短期大学
(一社) 日本経済団体連合会「幹事会」「地方業種団体情報連絡会」	1/21(火)	経団連会館
第59回ビデオライブラリー監事会・運営委員会	1/22(水)	プラザ洞津
中部経協三県連携事業 階層別研修 第3回「管理者実践強化講座」 ～グローバル時代に求められるビジネスパーソン像と管理者の育成～	2/ 5(水)	プラザ洞津
労務管理改善協力委員会 2月第2部会	2/ 7(金)	プラザ洞津
内定者向け講習会	2/ 8(土)	アスト津
第63回三重労使会議	2/13(木)	都シティ津



三重県経営者協会

TEL 059-228-3557

FAX 059-228-3710

ホームページ

<http://miekeikyo.jp>

E-mail

info@miekeikyo.jp

2020年4月25日 発行
発行人/三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F